

検討の趣旨について

(1) 趣旨

工場立地法では、緑地面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合について、国の定める準則（国準則）に代えて適用すべき地域準則を条例（地域準則条例）で都道府県及び市において（※平成29年4月1日より市町村において）定めることができる」と規定している。

この準則に関しては、企業立地促進法において、工場立地法の国準則及び地域準則に代えて適用すべき準則を市町村が条例で定めることができるという特例措置が講じられている。

企業立地促進法は、附則第2条で「この法律の施行後10年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定しており、平成29年で施行後10年を迎えることから現在見直しに向けた検討を行っているところ。本委員会では、同法の見直し検討に伴い緑地等の面積率設定の考え方についても検討を行うもの。

(2) 検討事項

○企業立地促進法の見直しに伴う緑地等の面積率設定の考え方について

1. 工場立地法における規制について
2. 現行の企業立地促進法における工場立地法の特例について
3. 改正企業立地促進法案における工場立地法の特例措置について